

平成 29 年 7 月 28 日

## 「消費動向指数研究協議会」の設立

総務省では、新たな消費関連指標の作成に向け、総務省等、学識経験者及び設立趣旨にご賛同いただいた企業で構成する「消費動向指数研究協議会」を、本日 7 月 28 日に設立しました。

産学官の連携の下、企業保有情報の適切かつ有効・有益な活用により、我が国の公的統計の改善・高度化、学術研究の発展を推進してまいります。

### 1 背景及び目的

総務省では、昨年 9 月に総務大臣主宰の「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」を立ち上げ、消費全般の動向を捉える新たな指標の開発に向けて、その在り方の検討を進めてまいりました。

同研究会の検討結果を受け、総務省では、消費動向指数（CTI: Consumption Trend Index）の作成に着手し、必要となるデータの分析、協議等を具体的に進めるため、総務省等（統計局、統計研究研修所及び独立行政法人統計センター）、学識経験者及び設立趣旨にご賛同いただいた企業で構成する「消費動向指数研究協議会」を、本日 7 月 28 日に設立しました。

本協議会の活動を通じた企業保有情報の適切かつ有効・有益な活用により、我が国の公的統計の改善・高度化、学術研究の発展を推進してまいります。

### 2 構成

別紙 1 及び別紙 2 のとおりです。

### 3 活動内容

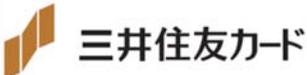
本協議会では、企業から提供を受けたサマリーデータ等について、データ構造の解析、バイアスの補正及び欠測情報の補完に関する統計数理的方法の研究、収支項目分類の適用・変換方法の検討、データの取扱いに関する協議等を行います。データの分析や研究等については、専門的な見地から大学の研究者も参画します。

連絡先：統計局統計調査部消費統計課  
（担当：高部課長補佐、吉田係長）  
電話(直通) 03-5273-1172

# 消費動向指数研究協議会 構成員一覧

平成 29 年 7 月 28 日現在

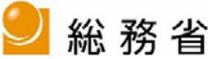
CCC マーケティング 株式会社	株式会社 ロイヤリティ マーケティング	株式会社 NTT ドコモ	MasterCard Worldwide	ビザ・ワールドワイド	株式会社ジェーシービー
					 世界にひとつ。あなたにひとつ。

株式会社クレディセゾン	三菱 UFJ ニコス株式会社	三井住友カード株式会社	ユーシーカード株式会社	株式会社 オリентコーポレーション
				 かなえる、のそばに。

イオン株式会社	株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東日本旅客鉄道株式会社	株式会社 Zaim	株式会社マネーフォワード
				

株式会社アイディーズ	Segment of One & Only 株式会社	株式会社 True Data	株式会社 BCN	株式会社 インテージ	株式会社マクロミル
					

(順不同)

総務省統計局・統計研究研修所	独立行政法人統計センター	一般社団法人日本経済団体連合会
 総務省	 独立行政法人 統計センター	 Keidanren Policy & Action

<オブザーバー>

(別紙2)

消費動向指数研究協議会 評議員一覽

国友 直人 明治大学政治経済学部特任教授  
西郷 浩 早稲田大学大学院経済学研究科教授  
佐藤 整尚 東京大学大学院経済学研究科准教授  
星野 崇宏 慶應義塾大学経済学部教授  
美添 泰人 青山学院大学経営学部招聘教授  
渡辺 努 東京大学大学院経済学研究科教授

(五十音順)

# 消費動向指数研究協議会の概要

「消費動向指数研究協議会」は、民間企業が保有する様々な消費関連情報を活用した消費動向指数の開発について産学官で連携して研究を行い、企業保有情報の適切かつ有効・有益な活用により、我が国の公的統計の改善・高度化、学術研究の発展を推進

## 研究協議会



民間企業等  
(データホルダー)



オブザーバー

必要に応じプロジェクトの進行に助言



総務省統計局  
統計研究研修所  
独立行政法人統計センター



大学研究者

国家公務員の身分を付与し、守秘義務を課す

短期 (平成29年度)

中期 (平成30~32年度)

長期

第1段階  
ビッグデータの  
特性の把握

第2段階  
ビッグデータによる  
新消費指標の試作

第3段階  
ビッグデータによる  
新消費指標の定期公表

- 各企業が提供可能と判断したデータを利用し、その特性を把握
- バイアス補正、欠測情報の補完等の研究を通じ、指標作成方法を検討

- 更に検討を重ね、過去期間における指標を試作

- 体制を整え、指標の定期的な公表を実施

### 企業から提供を受けたデータの扱いについて

- データを取り扱う総務省統計局等の職員を限定するほか、大学研究者らも国家公務員として任用し、国家公務員法の守秘義務の下、適切な情報管理及び保秘を徹底。目的外利用も禁ずる。
- 参加企業間でのデータの共有は行わない。
- 成果物の公表に際しては、参加企業の個別データの状況が明らかとならないようにし、参加企業の上の了承を得た上で行う。